

バイオレメディエーションに関する制度等の検討について

平成16年3月
環境管理局
水環境部

バイオレメディエーションについて、専門的な検討を行うため、中央環境審議会の下に、「バイオレメディエーション小委員会（仮称。以下、「バイレメ小委」という。）」を設置して検討を開始する（水環境部会及び土壌農薬部会の合同部会を設け、その下にバイレメ小委を設置。）。

1. バイオレメディエーションを巡るこれまでの経緯

- バイオレメディエーションとは、微生物等を用いて汚染物質を分解・無害化することによって、土壌、地下水等の環境修復を図る技術である。比較的Lowコストで利用できる反面、周辺の生態系などへの影響評価を適切に実施する必要がある。
- 環境省（当時は環境庁）では、平成11年3月に、揮発性有機化合物による地下水汚染を微生物を利用して浄化する際の環境影響を防止するため、「微生物を用いた環境浄化の実施に伴う環境影響の防止のための指針」を策定し、都道府県への通知を行っている。
- また経済産業省（当時は通商産業省）では、平成10年5月に「組換えDNA技術工業化指針」の改訂を行い、生物的環境修復等の解放系での利用への対応を規定している。
- 両省の指針の一本化への要望等を受けて、平成14年12月に策定された「バイオテクノロジー戦略大綱」において、バイオレメディエーション指針に関して、下記の通り記載された。
 - ＜基本行動計画＞
 - ・「バイオレメディエーションに係る安全指針について、一元化を含めてそのあり方を検討する」（経済産業省、環境省）
 - ＜詳細行動計画＞
 - ・非遺伝子組換え生物（微生物等）を用いたバイオレメディエーションについては、経済産業省、環境省に並列して安全に係る指針が存在しており、一本化を含めた適切な制度の検討を行う。[平成15年度着手]（経済産業省、環境省）
- 環境省としては、バイオテクノロジー戦略大綱に基づいて、バイオレメディエーションに関する適切な制度の検討に着手する必要がある。

2. バイオレメディエーション指針の内容

- 平成16年2月より施行される「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物多様性の確保に関する法律」の一環として、「遺伝子組換え生物等の第一種使用等による生物多様性影響評価実施要領(告示)」(以下、「実施要領」という。)が制定され、組換え体利用のバイオレメディエーションについては、今後、本実施要領に基づき行われることとなっている。
- この実施要領については、非組換え微生物を利用したバイオレメディエーションにおける環境影響の評価手法と共通した部分が多いと考えられるため、本実施要領の内容を考慮の上、バイオレメディエーション指針の内容等を検討する。
- その際には、環境省と経済産業省に並立して存在する指針を一元化することを念頭に検討を行うこととし、産業構造審議会における審議と整合性を取るよう努めるものとする。

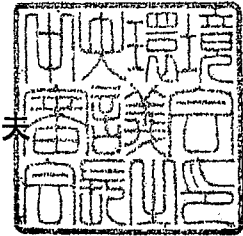
3. 今後のスケジュール

- 4月までにバイオレメディエーション小委員会を設置し、年内に3～4回開催する。年内に検討結果をとりまとめて頂くことを考えている。

中 環 審 第 2 号
平成 16 年 3 月 23 日

中央環境審議会
会長 森 篤

昭 未



「水環境・土壌農薬合同部会」の設置
及び同合同部会長の指名について

バイオレメディエーションに関する適切な制度等
に関して、水環境部会及び土壌農薬部会両部会の
所掌に係る事項を審議するため、中央環境審議会
議事運営規則第4条第3項の規定に基づき、「水
環境・土壌農薬合同部会」を設置する。併せて中
央環境審議会令第6条第3項に基づき松本聰土壌
農薬部会会長を同合同部会会長に指名する。

中央環境審議会水環境・土壌農薬合同部会の小委員会の設置について

平成16年 3月23日
水環境・土壌農薬合同部会決定

中央環境審議会議事運営規則（平成13年1月15日中央環境審議会決定。以下「議事運営規則」という。）第8条第1項に基づき、水環境・土壌農薬合同部会に置く小委員会について、次のとおり定める。

- 1 中央環境審議会水環境・土壌農薬合同部会にバイオレメディエーション小委員会を置く。
- 2 バイオレメディエーション小委員会は、バイオレメディエーションに関する適切な制度について調査審議する。また、バイオレメディエーションに関する新たな制度に基づく個別技術の審査を行う。
- 3 バイオレメディエーション小委員会の決議は、合同部会長の同意を得て合同部会の決議とすることができる。

中央環境審議会水環境・土壌農薬合同部会の運営方針について

平成16年 3月23日
水環境・土壌農薬合同部会長決定

中央環境審議会議事運営規則(平成13年1月15日中央環境審議会決定)第11条第2項及び中央環境審議会の運営方針について(平成13年1月15日総会決定。以下「総会決定」という。)6の規定に基づき、中央環境審議会水環境・土壌農薬合同部会の運営方針について、次のとおり定める。

I. 合同部会について

1. 会議及び資料の公開について

- (1) 総会決定1(1)①の規定により会議を非公開とするときは、その理由を明らかにするものとする。
- (2) 審議中の答申又は意見具申の案文、非公開を前提に収集したデータが記載されている資料、関係者と調整中の資料その他の公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある資料又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある資料については、合同部会長は、「委員限り」である旨明記した上で、非公開とすることができる。それ以外の配布資料については、合同部会終了後公開とするものとする。

2. 会議録等について

- (1) 総会決定2(3)①の規定により会議録を公開する場合には、発言者の氏名を記載するものとする。この場合の会議録の調製に当たっては、当該会議に出席した委員、臨時委員及び専門委員(以下「委員等」という。)から明示の了承を得るものとし、その後、原則として、次回の会議において公開するものとする。ただし、長期にわたり次回の会議が開催されないことが予想される場合は、次回の会議の開催を待たず、明示の了承を得た後に公開するものとする。
- (2) 総会決定2(3)①の規定により公開した会議録以外の会議録は、審議会の委員等以外の者は閲覧できないものとする。
- (3) 総会決定2(3)②の議事要旨は、事務局において作成し、会長又は合同部会長の了承を得て公開するものとする。

II. 小委員会及び専門委員会について

1. 会議及び資料の公開について

(1) 公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある場合には、小委員長又は専門委員長は、その理由を明らかにした上で、当該小委員会又は専門委員会を非公開とすることができる。

(2) 調査中の報告の案文、非公開を前提に収集したデータが記載されている資料、関係者と調整中の資料その他の公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある資料又は特定の者に不当な利益若しくは不利益をもたらすおそれがある資料については、小委員長及び専門委員長は、「委員限り」である旨明記した上で、非公開とすることができる。

2. 会議録等について

(1) 会議録を公開する場合には、発言者の氏名を記載するものとする。この場合の会議録の調製に当たっては、当該会議に出席した委員等から明示の了承を得るものとし、その後、原則として、次回の会議において公開するものとする。ただし、長期にわたり次回の会議が開催されないことが予想される場合は、次回の会議の開催を待たず、明示の了承を得た後に公開するものとする。

(2) 公開した会議録以外の会議録は、審議会の委員等以外の者は閲覧できないものとする。

(3) 議事要旨は、事務局において作成し、合同部会長又は小委員長若しくは専門委員長の了承を得て公開するものとする。

3. その他

上記に規定するもののほか、小委員会及び専門委員会の運営に関し必要な事項は、合同部会長の同意を得て小委員長及び専門委員長が定めることができるものとする。